2　第七条の二の規定にかかわらず、雇用関係助成金は、過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇保則第百二条の三に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、又は受けようとした事業主又は事業主団体若しくはその連合団体の役員等（偽りその他不正の行為に関与した者に限る。）が、建設事業主等又は職業訓練法人の役員等である場合は、当該建設事業主等又は職業訓練法人に対しては、支給しないものとする。

3　第七条の二の規定にかかわらず、過去五年以内に雇保則第百二条の三に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給に関する手続を代理して行う者（以下この項及び次条第二項において「代理人等」という。）又は訓練を行った機関（以下この項及び次条第二項において「訓練機関」という。）が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主又は事業主団体若しくはその連合団体が当該給付金の支給を受け、又は受けようとしたことがあり、当該代理人等又は訓練機関が雇用関係助成金に関与している場合は、当該雇用関係助成金は、建設事業主等又は職業訓練法人に対しては、支給しないものとする。

（返還命令等）

第七条の六　偽りその他不正の行為により雇用関係助成金の支給を受けた建設事業主等又は職業訓練法人がある場合には、都道府県労働局長は、その者に対して、支給した雇用関係助成金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた雇用関係助成金については、当該返還を命ずる額の二割に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、代理人等又は訓練機関が偽りの届出、報告、証明等をしたため雇用関係助成金が支給されたものであるときは、都道府県労働局長は、その代理人等又は訓練機関に対し、その支給を受けた者と連帯して、同項の規定による雇用関係助成金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

附　則

1　（略）

（建設労働者技能実習コース助成金に関する暫定措置）

2　（略）

3　平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までに開始する技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として職業安定局長が定めるものである場合の中小建設事業主に対する建設労働者技能実習コース助成金の支給に係る第七条の二第六項第二号ロの適用については、「六千六百五十円」とあるのは「七千三百十五円」と、「八千四百円」とあるのは「九千六十五円」と、「七千六百円」とあるのは「八千三百六十円」と、「九千六百円」とあるのは「一万三百六十円」とする。

（地域雇用開発促進法施行規則の一部改正）

第四条　地域雇用開発促進法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百九十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十条第一項の厚生労働省令で定める事業）	（法第十条第一項の厚生労働省令で定める事業）
第八条　法第十条第一項の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。	**第八条**　法第十条第一項の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。
一　同意自発雇用創造地域内に所在する事業所の事業主であって新たな事業の分野への進出、事業の開始又は事業の改善に伴い当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者を雇い入れようとするものの相談に応じ、助言、指導、講習その他の援助を行う事業	一　同意自発雇用創造地域内に所在する事業所の事業主であって新たな事業の分野への進出又は事業の開始に伴い当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者を雇い入れようとするものの相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う事業
（新設）	（新設）
附　則	**附　則**
1　（略）	1　（略）
（建設労働者技能実習コース助成金に関する暫定措置）	（建設労働者技能実習コース助成金に関する暫定措置）
2　（略）	2　（略）
（新設）	（新設）